

すぐに使える飲食店の開業・開店のノウハウ！！

借入で絶対必要な事業計画書の作り方を学習しよう 《減価償却費》

建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産（減価償却資産といいます）は時の経過等によってその価値が減っていきます。

この減価償却資産の取得に要した金額は、取得した時に全額必要経費になるものではなく、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていきます。この使用可能期間に当たるものとして、法定耐用年数が法令で定められています。

以上をまとめると、減価償却とは、減価償却資産の取得に要した金額を、一定の方法によって、各年分の必要経費として配分していく手続をいい、この必要経費のことを減価償却費といいます。

もう少しわかりやすく言うと、こういうことです。

200 万円で仕入れ等に使う車を購入するとします。この 200 万円を、全額購入した年の経費で処理した場合、その年の利益は 200 万円減ってしまいます（場合によっては赤字になります）。購入した年に全額経費にしてしまうのですから、翌年以降は、前々年の車がなかったときと同じ損益の状態になります。これでは、正しい業績を表しているとはいえません。車というものは、購入した年の翌年以降も使い続けるものですから、使う期間で按分して経費化していく方が合理的です。

減価償却費の算出方法には、定額法と定率法の 2 つがあります。ただし、原則として、建物には定額法しか適用できません。また、建物附属設備（給排水、ガス設備等）以外の内部造作にも、定額法しか適用できません。

個人事業の場合は、定額法が原則ですので、定率法を適用したい場合は、新規開業の場合、翌年 3 月 15 日までに税務署へ届け出なければなりません。

< 定額法の計算式 >

減価償却費 = 取得額 × 90% × 法定耐用年数に応じた定額法の償却率

< 定率法の計算式 >

減価償却費 = 未償却残高 × 法定耐用年数に応じた定率法の償却率

※未償却残高とは取得価額から前年までに償却した額を差し引いた額をいいます。

東京などの日本の主要都市にある繁華街で出店するお店は減価償却年数や借入期間をできるだけ短期に設定しています。

この理由としては、主要都市の繁華街は繁盛期が短い恐れがあるため、できるだけ早く減価償却を済ませて、高額な利益を生み出し、その資金を繁盛期が終わった段階でリニューアル資金に振り向けたり、2号店を出店する資金に当てて、企業規模を拡大するといった戦略を行なっています(損益計算書上では、お店が独自に設定した短い耐用年数で減価償却費を計算することは可能ですが、税務申告をする際には、法定耐用年数によって計算しなおす必要があります)。

例えば今流行の居抜き店舗を上手く活用して、お店を繁盛させると、投資額が安い
ため借入金を早期に返済でき、なおかつ、減価償却年数も比較的短期間というメリット
もあり、いい事づくめの事業となるのです。是非一度検討してみてはいかがでしょうか？

今回は、売上予想計画です。まだまだ続きますが、頑張りましょう。